

所得税確定申告の方法

各自可能な方法で余裕を持って申告してください。

1 国見町の相談会場において、職員による申告相談を受けてください。
または、会場内「確定申告書等作成コーナー」を利用ください。年金、給与所得に限り、スタッフによるパソコン操作の支援を行います。

2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）により、インターネット環境を利用して申告が可能です。
会場に出向くことなく申告相談会場開設前から、原則24時間利用できます。インターネットによる申告のため、郵送の手間が要りません。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

マイナンバーカード方式

- ▶準備するもの a) 個人番号カード（写真付）
b) ICカードリーダー ※ICカードリーダーは電器店などでお求めください。

IDパスワード方式 **New!** ※上記a)、b)をお持ちでない方用

▶ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を福島税務署（☎534-3121）より取得してください。

※電子申告ではなく、作成・出力した申告書を書面で提出することも可能です。

☎ e-Tax 作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
（午前9時から午後8時、平日および期間中の日曜日）



3 税務署が開設する申告相談会場『ウィル福島』での申告

■期 間 2月18日(日)から3月15日(金)(土日を除く。ただし、2月24日(日)と3月3日(日)は開設します)

■時 間 午前9時30分から午後4時

■会 場 ウィル福島 アクティおろしまち（旧卸町会館：福島市鎌田字卸町10-1）

※会場開設期間前は、税務署内を含め申告相談会場を設置していません。

※申告相談会場は大変混雑しますので、開設時間内に申告書を作成できるよう、午後3時前の来場にご協力ください。会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

☎福島税務署 ☎534-3121 ※確定申告に関する一般的な相談は『電話相談センター』でお答えしますので、音声案内に従い「1」番を、税務署にご用の方は「2」番を選択してください。

4 郵送・持参による提出

■提出先 福島税務署または国見町税務課

※福島税務署へ持参提出する場合、玄関前に設置されている收受ポストへの投函も可能です。

※国見町申告相談会場への持参提出も可能です。その際、相談は不要です。

5 東北税理士会福島支部主催の『確定申告および税の無料相談会』が開催されます。

申告書は、別途税務署または町に提出してください。確定申告のほか、税金一般に関することについても相談可能です。

福島市駅前会場 ■日 時 2月23日(土)・24日(日) 午前10時から午後4時
■会 場 ユニックスビル8階（福島市栄町6-6 ※JR福島駅東口向かい）

福島税務相談所 ■日 時 2月18日(日)から3月12日(火) 午前9時30分から午後4時(土日を除く)
■会 場 福島県税理士会館内（福島市森合町14-29）

☎東北税理士会福島支部 ☎534-3904

ご確認ください
マイナンバー

確定申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。マイナンバーのわかるもの（個人番号カードまたは通知カードと本人確認ができる身分証明書（運転免許証など））を持参してください。



確定申告 所得税・住民税の申告相談会
がはじまります

期間 2月15日(金)から3月15日(金)(土日を除く。※3月10日(日)回は実施します)

【午前の部】午前9時から（受付：午前11時30分まで）

【午後の部】午後1時から（受付：午後4時30分まで）

※事前予約制
☎585-2778

会場 観月台文化センター 3階 第1研修室

「確定申告のお知らせ（はがき）」または町から送付された「所得申告相談について（案内はがき）」等の必要書類を持参し、期限内に申告してください。

☎税務課課税係 ☎585-2778 / 申告相談会場 ☎585-1083（申告相談開催期間のみ）

申告が必要な方

税務署および町からの「案内はがき」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要です。

- ①「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家賃、配当などの所得がある」
- ②「給与収入が2千万円を超える」「給与のほかに所得がある」「2か所以上から給与を貰っている」「年末調整ができなかった」
- ③「公共事業のために土地や建物を譲渡した」場合など

次の方は「簡易申告書」を提出してください。

- ・無収入の方
 - ・収入が遺族（障害）年金、雇用保険（失業給付金）に限る方
- 申告相談を経ることなく町申告会場または税務課（役場庁舎1階）に提出してください。

お申し込み
申告相談に関する

①混雑を避けるため、指定の日程【下表】での来場にご協力ください。また、1月下旬に各戸配布のチラシ「申告のお知らせ」をご一読のうえ、申告してください。

②会場（控室）に入場する際に、整理番号札を各自お取りいただき、順番となるまでお待ちください。なお、申告内容により、次の区分に分けて受付します。

- a) 給与、年金など簡易な申告によるもの
 - b) 農業を含む事業所得など、上記a)以外のものすべて
- ※状況により順番が前後する場合があります。ご了承ください。

③福島税務署（会場：ウィル福島アクティおろしまち [旧卸町会館]）で申告される方や税務署から案内のある方は、国見町で申告相談する必要はありません。また、ご自身で申告書を作成される方は、申告相談を受けることなく「郵送または持参」により申告書の提出が可能です。

所得申告相談日程（国見町会場）

受付月日	町内会名		受付月日	町内会名			
	午前の部	午後の部		午前の部	午後の部		
2月	15日(金)	小坂・太田川	前田・泉田上	3月	1日(金)	駅前・錦町	大町南
	18日(日)	泉田(中・下)	鳥取・板橋		4日(日)	大町北・本町	宮町(南・北)
	19日(火)	板橋南	内谷(西・東)		5日(火)	宮東・町東	藤田(光陽・宮前)
	20日(水)	貝田			6日(水)	原町・築館	並柳
	21日(木)	光明寺	高城・山根		7日(木)	中部・北部	川内
	22日(金)	大木戸	鶉町・上野		8日(金)	森江野第1	森江野第2
	25日(日)	滝山・小林	山崎北・山崎館		10日(日)	全地区 ※事前予約制 ☎585-2778	
	26日(火)	山崎(小館・宮館・宮前)	源宗山(西・東・北)		11日(日)	森江野第3	森江野第4
27日(水)	大坂・山崎耕谷	山崎沢田	12日(火)	徳江北	森江野第7		
28日(木)	石母田(東・表・北)	石母田(原・西)	13日(水)	森江野第8	森江野第9		
			14日(木)	森江野第10・第11	森江野第12		
			15日(金)	全地区			

※指定の日程で都合の悪い方は、期間中であればいつでも申告できます。